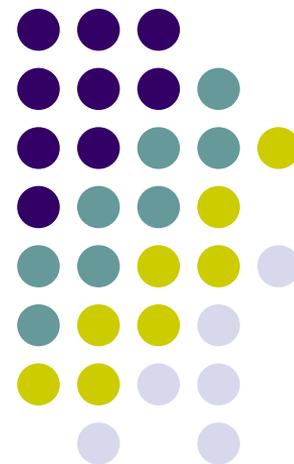


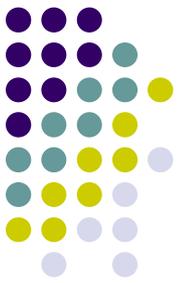
PETボトル入札制度における 市況変動対応措置の検討

【第3回】PETボトル入札制度検討会

平成25年6月21日(金)

(公財)日本容器包装リサイクル協会





1. 検討の背景(1)

- 再商品化製品利用事業者(ユーザー)にとって、フレーク等のリサイクル材料を選択する動機は、リサイクル材による歩留まり低下を考慮してもバージン材との価格差メリット(+エコ製品プレミアム)があること。バージンPET樹脂価格が下落した場合、再生処理事業者(リサイクラー)はユーザーの価格メリットを考慮し、より安価で販売しなければならない環境にある。
- 容リ協ルートは、年1回の入札制度であり、期中引取辞退等の場合には登録取消し等のペナルティーが存在することは明示しているのであるから、一般論としては、この価格変動分は合理的な経営判断に基づき考慮された上で、入札がなされるべきものである。
- しかしながら、近年容リ協ルートは競争倍率が激化していることから、上記の変動リスクがあるにもかかわらず、より高い価格で入札される傾向にある。これは、年1回の入札で全てが決してしまうため、価格変動リスクを恐れて低い価格で入札した場合には、落札できない可能性があるという大きなリスクがあるためである。



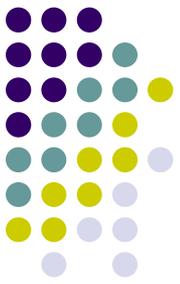
1. 検討の背景(2)

- このため、市況価格変動リスクを吸収するためのスプレッド(事業者によって固定費やフレーク売値が異なるため一律の数値化が困難であることから、ここでは便宜上バージン樹脂価格と落札価格の差とする)の推移を見ると年々減少傾向にあり、今後もこの状況が続くものと考えられる。
- 昨年夏の市況の下落は、中長期的には大幅な下落とは言い難いが、入札実施時点に判明しているバージン樹脂価格と比較すると、当該価格から期中に下落した例(軽微なものを除く)としてはリーマン・ショック後初めてのことである。
これは、多くの事業者にとっては、容リ協ルートでの年1回の入札では、期中の市況変動を読み切ることは困難であることを意味している。



1. 検討の背景(3)

- 以上のことを踏まえ、容リ協の業務として公平・公正な入札の実施を前提としつつも、バージン樹脂市況変動時に柔軟に対応することにより、PETボトルのリサイクルの円滑な実施に支障をきたす事態を回避する措置が求められている。



平成26年度以降の入札方法に関するアンケートから抽出された

2. 現状の問題点と検討課題

1. 再生PETボトル素材の市況追従性の向上

(1) 期中の市況連動が可能な方式の検討

(2) 入札回数の見直し

今検討会で議論

(3) 入札単価の制限

(4) 地域性を考慮した入札制度

2. 再生PET材料に対する需要拡大(=出口需給ギャップ解消)

(1) 価格以外の評価軸(国内新規需要の拡大促進、等)

(2) フレークの輸出解禁

WGで課題設定
の上で議論

3. 落札可能量と引渡し量の乖離(=入口の需給ギャップ解消)

(1) 市町村独自処理対応

(2) 価格以外の評価軸(落札可能量調整)



3. 入札制度検討に当たってのスタンスの整理

【想定される入札制度のパターン】

- ・バージン樹脂の相場変動(為替相場変動含む)に強く影響される「PETボトル再生樹脂の入札制度」のありかたとして、次の3つに整理する。

(価格フォーミュラ方式)

- ①価格フォーミュラ方式の導入により**再生処理事業者が相場変動により被る影響を調整し、安定的な再商品化事業の基盤を維持する。**
- ・下落時及び高騰時両方の完全連動型フォーミュラと、下落時のみの救済型フォーミュラが考えられる。

(急落時緊急発動方式)

- ②そもそも相場は常に変動するものであり、それを前提に入札が行われるものである。
よって、**中期的(3ヶ月～半年程度)に急激な相場下落があった場合に限定して、再商品化事業の基盤維持のための仕組み**を導入する。
- ・一定の予め決められた条件(期間・変動率・在庫指数等)に到達した際に導入する。
 - ・例えば、発動時のバージン樹脂価格と入札実施時の基準となる市況価格との差分で落札単価を調整し、それでもなお辞退を希望する事業者に対しては通常の措置発動を行う。



3. 入札制度検討に当たってのスタンスの整理

(年2回入札方式)

③そもそも相場は常に変動するものであり、それを前提に入札が行われるものである。

よって、**入札対象期間を年2回として相場変動を視野に入れた入札**を再商品化事業者の自らの判断で行う。

・入札期間～落札選定～市町村との事前協議といった最低限3～4ヶ月を要するため、現実的には市町村・再生処理事業者・協会の業務量が増大するため、3回以上の複数回入札は実現不可能である。

【参考】

(総合評価制度: 過当競争の解消)

落札業者選定要素が価格軸のみの場合、過当競争による入札価格の高騰により相場変動の影響をストレートに受けるため、再商品化事業者の総合評価による優先制度の導入により落札可能量の総量削減と効果的な配分により適正な入札が予測される。

安定的な再商品化事業の基盤づくりと、より高度なPETボトルの再商品化を構築していく手段とする。

・但し当制度は、再商品化事業者の選定プロセスであり、落札選定後の相場変動は別問題となるため、極端な相場変動の際には上記①～③と複合して用いることが予想される。

①-1 【完全価格連動型フォーミュラ方式】

(価格フォーミュラ方式)

完全価格連動型フォーミュラ方式の導入により再生処理事業者が相場変動により被る影響を調整し、安定的な再商品化事業の基盤を維持する。

| 項目 | 基準 | 項目 | 基準 |
|---------|--|---------|--------------------|
| 1. 基準相場 | 入札開始直近3ヶ月平均価格 | 5. 調整方法 | ・基準相場との差異額 |
| 2. 調整頻度 | 年4回 | | ・基準相場との差異額の1/2相当額 |
| 3. 対象相場 | 調整時期の前3ヶ月平均価格 | | ・±10%もしくは±20%を超えた額 |
| 4. 判断基準 | ・対象相場と基準相場の差異が±10%を超えた場合 ・対象相場と基準相場の差異が±20%を超えた場合 | | |

| 想定されるメリット | 想定されるデメリット |
|---|---|
| ①相場急落に伴う影響を回避し、安定的な再商品化事業の継続が可能。 | ①利用事象者との契約関係が固定であった場合、高騰による調整を行うと、利用事業者への転嫁ができず、再商品化事業者の経営破綻のリスクが生じる。 |
| ②急落時だけではなく高騰時も対象とするため、特定事業者及び市町村の理解を得やすい。 | ②下落時、市町村の有償拠出金が減少する。 |
| ③高騰時、市町村の有償拠出金が增大する。 | ③下落時、特定事業者の再商品化委託費が増大する。 |
| ④高騰時、特定事業者の再商品化委託費が減少する。 | |

【課題】

1. 公正取引委員会による仕組みの合法性の検証が必須。
2. 基準相場と毎月の相場変動を完全フォーミュラした場合、入札事業者の責任ある入札価格が形骸化する。



①-2 【下落時救済型フォーミュラ方式】

(価格フォーミュラ方式)

下落時救済型価格フォーミュラ方式の導入により再生処理事業者が相場下落により被る影響を緩和し、安定的な再商品化事業の基盤崩壊を回避する。

| 項目 | 基準 | 項目 | 基準 |
|---------|--|---------|--------------------|
| 1. 基準相場 | 入札開始直近3ヶ月平均価格 | 5. 調整方法 | ・基準相場との差異額 |
| 2. 調整頻度 | 年4回 | | ・基準相場との差異額の1/2相当額 |
| 3. 対象相場 | 調整時期の前3ヶ月平均価格 | | ・▲10%もしくは▲20%を超えた額 |
| 4. 判断基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・対象相場と基準相場の差異が▲10%を超えた場合 ・対象相場と基準相場の差異が▲20%を超えた場合 | | |

| 想定されるメリット | 想定されるデメリット |
|-------------------------------|---------------------------------|
| ①利用事業者からの値下げ要請に対応が可能となり安定化する。 | ①利用事業者との契約関係が固定であった場合、不要な補填となる。 |
| | ②市町村への有償抛出が減少する。 |
| | ③逆有償分への補填により特定事業者の負担増となる。 |
| | ④調整方法によっては、値下げ要請に対応できない可能性もある。 |

【課題】

・下落時のみ対応し、高騰時は対応しない仕組みは、市町村及び特定事業者に一方的な不利益を余儀なくさせることに繋がり、合意を得られないことと、独禁法上の問題が懸念される。



②【急落時緊急発動方式】

そもそも相場は常に変動するものであり、それを前提に入札が行われるものである。

よって、中期的(3ヶ月～半年程度)に急激な相場変動(下落)があった場合に限定して、再商品化事業の基盤維持のための救済の仕組みを導入する。

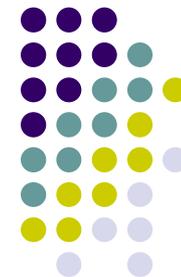
- ・一定の予め決められた条件(期間・変動率・在庫指数等)に到達した際に導入する。
- ・緊急対策を発動しても、なお引取辞退をする事業者へは、措置規程どおりの措置を適用する。

| 項目 | 基準 | 項目 | 基準 |
|---------|---|---------|-------------------|
| 1. 基準相場 | 入札開始直近3ヶ月平均価格 | 5. 調整方法 | ・基準相場との差異額 |
| 2. 調整頻度 | 予め規定した条件を満たし、かつ緊急措置が必要と判断された状況になった時点。 | | ・基準相場との差異額の1/2相当額 |
| 3. 対象相場 | | | ・▲30%を超えた額 |
| 4. 判断基準 | <ul style="list-style-type: none"> ・市町村からの引き取り継続困難率(原料+製品在庫、等) ・基準相場との変動率: ▲30% ・再商品化製品販売価格情報 <ul style="list-style-type: none"> ・在庫指数: 予め算出される限界在庫量 * 販売推移の裏返し指標の考え方 | | |

| 想定されるメリット | 想定されるデメリット |
|---|------------------------------|
| ①緊急事態が発生しなければ、年1回入札であるので、利用事業者との契約関係や、業務量の増大を回避できる。 | ①発動基準が低いと複数回実施しなければならなくなる。 |
| | ②市町村への有償拋出が減少する。 |
| | ③逆有償化することにより特定事業者の委託料負担増となる。 |

【課題】

・発動基準……引取継続の困難状況、基準相場の下落変動率(▲30%)、在庫数量(限界総在庫量)、再商品化製品販売価格情報



③ 【年2回入札方式】

平成25年度暫定年2回入札について評価した上で、問題点を修正のうえ年2回入札を実施する。

| 項目 | 基準 | 項目 | 基準 |
|---------|----|---------|----|
| 1. 基準相場 | | 5. 調整方法 | |
| 2. 調整頻度 | | | |
| 3. 対象相場 | | | |
| 4. 判断基準 | | | |

| 想定されるメリット | 想定されるデメリット |
|---|--|
| ①再生処理事業者と利用事業者のさまざまな取引関係をベースに、再生処理事業者自らが責任ある入札が実施でき、望ましい。 | ①2～3ヶ月での急激な下落に伴う利用事業者の買い控え等の動きに対応できず、再生処理事業者の負担増となる。 |
| ②対象期間が現状より短縮されるため、予見性が高まり再商品化事業者と利用事業者の取引関係が、落札価格を前提とした一定価格での契約に繋がる事が期待できる。 | ②上期と下期で、再商品化事業者が変わった場合、再商品化事業者及び市町村の事務量が增大する。 |
| | ③再商品化事業者の事業計画が立てにくい。 |
| | ④上期入札に失敗した事業者による、下期高値入札の恐れが考えられる。 |

【課題】

1. 平成25年度2回入札(暫定)の落札結果の評価
2. 上期・下期の加重平均落札結果の比較
3. ICIS指標の変化と、上期・下期入札価格の分析
4. 上期落札充足率と下期入札価格の動向分析

